

所定疾患施設療養費算定について

介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、肺炎や尿路感染症などの疾病を発症した場合における施設内での対応について、以下の条件を満たした場合に評価されることとなっております。

当施設では、所定疾患施設療養費(Ⅱ)を算定しております。

厚生労働省の規定に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況について公表いたします。

所定疾患施設療養費(Ⅱ)の算定状況

令和4年度（令和4年4月～令和5年3月）

	肺炎		尿路感染症		带状疱疹		蜂窩織炎		合計	
	人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数
4月	0	0	0	0	1	7	0	0	1	7
5月	2	6	0	0	0	0	0	0	2	6
6月	3	16	0	0	0	0	0	0	3	16
7月	2	14	0	0	0	0	0	0	2	14
8月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10月	1	2	3	18	0	0	0	0	4	20
11月	0	0	2	3	0	0	0	0	2	3
12月	0	0	4	25	0	0	0	0	4	25
1月	3	22	2	10	0	0	0	0	5	32
2月	3	20	0	0	0	0	0	0	3	20
3月	0	0	2	14	0	0	0	0	2	14
合計	14	80	13	70	1	7	0	0	28	157

算定要件

- 対象となる入所者の状態は次の通りであること。
 - 肺炎、尿路感染症、带状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る）、蜂窩織炎
 - 入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、連続する10日を限度として月1回に限り算定するものであるため、1月に連続しない1日を10回算定することは認められない
 - 緊急時施設療養費と同時に算定することは出来ない。
- 診断及び診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載すること。
- 請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。
- 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。
前年度の当該加算の算定状況を報告すること。
- 当該介護保険施設サービスを行う介護老人保健施設の医師が感染症対策に関する研修を受講していること。